



くらしと憲法

No. 96

くらしと憲法
2018年
9月12日発行



「憲法記念秋のつどい2017」報告

「安保法制下の自衛隊と 憲法9条改憲論」

片岡明さん(京都平和委員会理事長)

坂田隆介さん(立命館大学法科大学院准教授)

2017年11月18日(土)14時から、同志社大学において、「憲法記念秋のつどい2017」を開催しました。参加者数は、約120名でした。開会あいさつを、自由法曹団京都支部から弁護士の白土哲也さんにいただき、講演を、「自衛隊の実態と安全保障をどう考えるか」というテーマで片岡明さん(京都平和委員会理事長)、「憲法9条改憲論の現段階」というテーマで坂田隆介さん(立命館大学法科大学院准教授)にいただきました。休憩をはさんで、「今後の憲法運動の課題」をテーマとして、コーディネーターを小松浩さん(立命館大学法学部教授)、問題提起を大河原壽貴さん(弁護士)にいただき、パネルディスカッションを行いました。

片岡さんの講演では、自衛隊は、敵基地を攻撃する能力のある兵器ももっており、もはや防衛用武器だけを持っているという状況ではなく、編成や作戦からすると、海外派遣が主たる任務となりつつあり、実態としては少なくと

も専守防衛とはいえないことが指摘されました。さらに、「戦争する国」がめざされており、「戦争する国」に必要な3つの基盤、すなわち、法的基盤(緊急事態、軍刑法・軍法会議、軍優先の徴用など)、人的基盤(軍事・愛国・歴史教育)、物的基盤(兵器購入・軍需産業)の整備がはかられているといえる状況にあることも明らかにされ、今、安保条約も自衛隊も必要としない平和・安全保障のイメージを大いに語るべきであることが強調されました。

坂田さんの講演の要旨は以下の通りです。

~~~~~

安倍9条改憲の動きは、2017年5月3日の憲法フォーラム(「美しい日本をつくる国民の会」など主催)における、安倍氏のビデオメッセージから始まりました。安倍氏は、「自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置付け、9条1項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む」と明言しました。「自衛隊」を憲法に書き込むということは、いま存在している自衛隊を憲法に編入するということを意味します。そして、いま存在している自衛隊とは、単なる災害救助隊としての自衛隊ではなく、2015年9月19日の戦争法によって集団的自衛権の行使、海外での武力行使が可能となった組織です。戦争法は、専守防衛という従来の政府解釈に基づく法的安定性を覆し、憲法9条を法律によって破壊したものに他なりません。このような組織と



なった「自衛隊」を憲法に編入する改憲を認めることは、安倍政権による「憲法破壊」を国民自ら追認することを意味します。

さらに「憲法破壊」の追認によってもたらされること、すなわち、これまで憲法になかった「自衛隊」を憲法に書き込むことによって、今後どのような事態がもたらされるのかについて考えなくてはなりません。いまの自衛隊は、憲法に根拠を持たない組織であり、2項との関係で常に違憲論に晒されてきました。そのため、自衛隊は国民からの支持を獲得するため、本来任務ではない災害救助に懸命に取り組み、軍事的性格をできるだけ国民の前に出さないように努めてきました。同時に、自衛隊が憲法に根拠を持たない存在であるからこそ、その組織としての存立が問われ続け、権限の行使がコントロールされてきたという側面があることを忘れてはなりません。憲法に「自衛隊」が書かれていないということによって、政府には、自衛隊の正当性を逐一説明する重い責任が課せられてきたのです。

もし「自衛隊」が憲法に書き込まれれば、この状況が180度転換します。憲法に「自衛隊」条項があれば、政府はそれを正当性の根拠として、大手を振って軍事組織に必要な諸制度を具体化する法整備を進め、軍事予算をいっそう拡充し、本格的な軍事国家化へと突き進むことは必至です。もちろん9条2項を存続していれば、理屈の上では「戦力」を持つてはいけないという2項の縛りは残ったままですが、政治の世界では2項の存在を事実上無視する形で「自衛隊」条項だけを根拠に軍事化が進められるでしょう。これが「自衛隊」を憲法に書き込むことによってもたらされる9条2項の「死文化」という事態です。

2項が「死文化」すれば、今まで効いていた軍事国家化への歯止めが失われ、9条の意味が「武力によらない平和主義」から「武力による平和主義」へと転換し、日本国憲法に基づく国家のあり方を大きく変貌させます。「フルスペックの集団的自衛権」行使を可能にする法改正によって、アメリカからの軍事協力要請の防波堤としての機能も完全に失われ、軍事組織と軍事に関する諸制度が民間を巻き込みながら整えられていくでしょう。もはや組織の正当性を国民の支持から取り付ける必要がなくなった自衛隊は、災害救助活動を縮小させ、軍事組織としての性格をより純化さ

せていくこととなります。そして、軍事国家の全面化に伴って社会保障費のいっそうの削減がもたらされ、国民生活に大きな負担が課せられることも予想されます。



このように安倍9条改憲の狙いは、徹頭徹尾、2項を「死文化」させること、つまり9条2項の実質的廃棄を目指すものといえます。戦争法が強行採決されたとはいえ、南スーダンにおける「日報」問題を一つ想起すれば明らかなように、2項による抑制機能はなお生きています。安倍政権は2項を廃棄したくてしょうがないのです。2項廃棄の正面突破が困難だからこそ、「自衛隊」条項の追加という手法に訴えているのです。日本の平和主義の要は2項にこそあるのであって、これまでの平和運動の基盤そのものであり、これからもそうでなければなりません。2項の「死文化」を図る安倍9条改憲を、断じて認めるわけにはいきません。

最後に、もし憲法改正が発議され国民投票に持ち込まれることになれば、改憲派が圧倒的に優位であるということを確認しておかなければなりません。公職選挙法と異なり、憲法改正の国民投票には、資金や広告への規制がほとんどありません。発議するタイミングを与党が決められる以上、安倍政権としては、人気タレントを用いた宣伝の準備を周到に整えた上で国民投票に持ち込み、圧倒的な資金力をもって、各種メディアを通じて一般国民に改憲賛成を呼びかける宣伝広告攻勢をかけることが予想されます。国民投票運動のあり方に適切な規制をかける必要があると同時に、何としても発議を阻止するための国民の反対世論を形成することがいま求められています。



「憲法記念春のつどい2018」報告

## 「巨大広告代理店に操作される

## 憲法改正国民投票」

本間 龍さん(著述家)

安倍首相が「自衛隊を憲法に明記」等の改憲論をさかんに強調する情勢のもと、「憲法記念春のつどい2018」が、2018年6月2日(土)14時から、ハートピア京都において開催されました。約100名の方々にご参加いただきました。

まず、上田勝美さん(京都憲法会議代表幹事)の開会あいさつのあと、「巨大広告代理店に操作される憲法改正国民投票」というテーマで本間龍さん(著述家)に講演いただきました。本間さんは、広告業界での勤務経験を生かし、広告業界とメディアの癒着の問題等をさまざまな角度から鋭く追及されてきた方です。質疑応答・休憩をはさんで、「最新の改憲動向」につき倉田原志さん(立命館大学法学部教授)から報告がありました。閉会あいさつは、小笠原伸児さん(自由法曹団京都支部幹事長)にいただきました。

本間さんの講演の要旨は以下の通りです。

~~~~~

☆「国民投票法」の特徴についての本間さんの指摘

- ・議員・首長等の選挙に関する「公職選挙法」と異なり、国民投票法は戸別訪問も自由である等の反面、多くの問題点、とりわけテレビ等の広告規制で重大な問題点がある。
- ・EU主要国では、スポット広告禁止・賛否意見の均等配分等の規制がある。しかし、日本では、国民投票日前の2週間だけCMが禁止されるだけで、それ以前は、CMは全く自由である。重大なのは、寄付が全く自由であり、かつ金額上限規制もないことである。米国などの外国企業も自由に寄付ができる。

☆国民投票での「広告」の狙いは？

世論調査では自民党改憲案について、賛成27%、反対31%に対して、「わからない」が29%、

無回答13%であり、無党派層では、「わからない」がさらに増えます(2018年5月3日「毎日」)。本間さんは、広告のターゲットは、「わからない」「無回答」の層です、と指摘されました。

☆広告代理店のメディア支配の実態

日本の巨大広告代理店とりわけ「電通」は、単体企業としては世界一です。巨大広告代理店のメディアへの影響は大きいです。例えば、原発について、2011年3.11事故以前は、多くのメディアは原発批判を控えるようになっていました。その理由は広告費ほしさです。



☆国民投票実施の場合の政権与党の有利さについての本間さんの指摘

- ・国会運営のスケジュール等の関係で、宣伝作戦の「先手」を打てる。
- ・CM資金を、巨額の政党助成金のみならず、経済界などから集めやすい。
- ・テレビ等の広告枠は、早くから電通などの巨大広告代理店が抑えており、改憲反対派は資金面での困難さは勿論、広告枠への参加自体が困難である。
- ・有名タレントを動員したスポットCMを連発できる。

☆改憲発議を、何としてもみんなの力で阻止しましょう！！

~~~~~

集会参加者は、本間さんの鋭い指摘に背筋が寒くなる思いがすると同時に、国民投票の発議阻止・3000万署名成功の重要性を改めて実感しました。



## 憲法ゼミナールを開催しました

2016年12月から開催しています憲法ゼミナールの第8回・第9回・第10回を開催しました。開始時間はいずれも19時からで、会場はハートピア京都でした。

第8回は、2017年10月20日(金)、「『緊急事態条項』改憲について」をテーマに、奥村一彦さん(弁護士)に報告いただきました。参加者は9名でした。報告では、国家緊急権の概念や実例、自民党2012年改憲草案における条項が検討され、災害の場合にも国家緊急権は不要であり、災害対策基本法で対処できることが指摘されました。

第9回は、2017年12月21日(木)、「『安倍改憲』の批判的検討」をテーマに、奥野恒久さん(龍谷大学政策学部教授)に報告いただきました。参加者は約20名でした。報告では、2017年10月の「大義なき解散」のもとで行われた衆議院選挙を分析し、安倍政権が「国民に深く考えさせない戦略」であることが指摘されました。ついで、安倍政権の憲法の扱い方を検討し、「積極的平和主義」に基づく安保関連法の重大性、とりわけ自衛隊の性格が大きく変わったことと、従来の平和観自体の転換がはかられていることが確認されました。そのうえで、憲法尊重擁護義務について検討し、2017年5月3日の安倍首相による9条改憲の提起は、憲法尊重擁護義務に反するとして政治的責任が追及されるべき、

倉田さんの報告では、最近の明文改憲の動きを中心に、3月22日の自民党憲法改正推進本部の方向とりまとめ、3月25日の自民党の党大会での報告、自民党「改憲4項目」条文素案、最近の世論調査の結果、衆院憲法審査会の状況などについて述べられました。

と主張されました。

その後、若者の政治意識や憲法尊重擁護義務を定める憲法99条の解釈等をめぐって議論がなされました。

第10回は、2018年3月16日(金)、「憲法改正国民投票運動の問題点—イギリスの経験を参考に」をテーマに、小松浩さん(立命館大学法学部教授)に報告いただきました。参加者は、12名でした。報告では、憲法改正国民投票運動の問題点について、①公務員・教育者の国民投票運動、②放送における国民投票運動、③最低投票率(しきい値)について検討されました。とくに②について、投票日14日以前には放送における規制が全くなく、資金力のある改憲勢力がテレビコマーシャルを買いまくって、公平な運動が展開できなくなることが指摘されました。これに対しイギリスでは、放送開始以来、政治広告は一切禁止されており、この経験に学ぶべきではないかと指摘されました。



Facebook、開設しています。「京都憲法会議」で検索してください。

「いいね!」「フォロー」もお待ちしていますm(\_ \_)m

